

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

〈このページに関するお問い合わせ先 蘭越町産業経済課 0136-57-5111〉

地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者等の増加など農山漁村の活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を国（農水省）が交付金により支援をする制度です。

蘭越町では、この交付金を活用して、蘭越地区で水稻育苗施設の増設事業に取り組むため、当該地区の活性化計画を作成しましたので「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流促進に関する法律第5条第10項」の規定に基づき公表します。

公表資料

- ・ 蘭越地区活性化計画
- ・ 蘭越地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要
- ・ 蘭越地区事前点検シート

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	蘭越町活性化計画
都道府県名	北海道
市町村名	蘭越町
地区名(※1)	蘭越
計画期間(※2)	平成22～26年

<p>目 標 : (※3)</p> <p>基幹作物である、「らんこし米」の振興を図るため、育苗施設の建設(増設)によりイエスクリーン米等の作付拡大を図り、イエスクリーン米等の販売量を現在の1,002t(過去5年間)から9,919t(H22～H26)に890.26%増加させることによって地域農業の経営安定化を図り、都市に流出した後継者のIターンと経営悪化による離農に伴う離町の抑制を促し、農業者を中心とした地域内定住人口の確保を現在の74.29%(H17～H21)から75.39%(H22～H26)に増加することを目指す。</p>
<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要:</p> <p>蘭越町は、北海道の道央圏、後志管内の南西部に位置し、周囲をニセコ連峰等の山岳に囲まれた盆地を形成しており、町の中央部を道南最大の河川で清流日本一に8回輝いた母なる川「尻別川」が東西約30kmにわたり貫流し、日本海に注いでいる。また、その流域に広がる平坦地は、肥沃で水田の耕作に適しており、ここで生産される「らんこし米」は、良質美味で道内外で好評を得ている。北海道の平成22年産米需要量情報算定に係る市町村別ランク区分で、最高位の5ランクに位置付けされている。本町は気候は比較的温暖であるが、冬は積雪量が多く、特別豪雪地帯に指定されている。農業経営については、従来は水稲を中心とした稲作経営が中心となっていたが、現在では、小麦・豆類及びメロン・トマト、馬鈴薯、かぼちゃ、アスパラガス等野菜類の作付と合わせた複合経営によって農業所得の増加を図る事例が多く見られる。</p> <p>現状と課題</p> <p>人口の減少や高齢化の進行により、蘭越町の農業従事者は、農林業センサス調査の推移を見ると、平成7年1,101人、平成12年815人、平成17年819人と平成7年から平成17年までの10年間で282人、割合にして25.6%の減少をみているが、農家戸数では、平成7年528戸、平成17年390戸と138戸の減少、割合で26.1%の減少となっている。蘭越町では、水稲育苗作業の省力化と畑作・園芸作物との複合経営化推進を目的に、「地域農業基盤確立農業構造改善事業」により、平成7年度から8年度の2カ年で400ha規模の育苗施設を建設し、平成9年より町が運営しているが、蒸気加温に均一出芽の中苗マットの供給は苗の出来具合で収量と品質の半分が決まると言われる「苗半作」で好評を得て、年々利用量が増加し、平成21年の申込みは446haと施設の能力を超過していることから指導機関とも協議し、出荷日数を前年より1日延長して対応しておりますが、これ以上の延長は困難なため、施設利用の意向調査を実施したところ、平成24年では600haの要望があることが判明し、新たに200ha規模の育苗施設と土保管庫の建設を早急に取り進める必要に迫られております。蘭越町農業の持続的発展と「らんこし米」のイエスクリーン米等高付加価値販売量の向上により、農業者を中心とした地域内定住人口の確保を図るため新たな育苗施設の建設は蘭越町政の推進上喫緊の課題となっている。</p> <p>今後の展開方向等(※4)</p> <p>蘭越町においては地域の活性化を図り定住人口の確保を図るためには、基幹産業である農業の活性化が重要であり、農業者の減少緩和や農業後継者の育成により定住人口の確保と地域の活性化を図る必要がある。また、安全・安心な農産物の生産地として、農産物の作付や収穫の体験をもとに農村や農産物に対する理解を深める場として「農業伝承塾」のような体験交流を都市住民に範囲を広げて発展させていく必要がある。農業の活性化のためには、農業経営の安定が重要であり、米などの安定出荷や高付加価値化により魅力ある産業としての農業を発展させる必要がある。今後は、現在使用している育苗施設の隣接地に新たに200ha規模の増設とそれに付随した土保管庫の新設を行い、水稲生産の安定を図るとともに、温湯消毒機による種籾の消毒を行い、イエスクリーン米等の生産拡大を図り、安全・安心な農産物の提供できる体制づくりを進める。既に地区内で実施されている基盤整備事業により生産基盤の整備を行い、作付面積の増加や、生産性の向上、及び農地の担い手への利用集積が進むことで農業経営の安定と農業所得の向上が図られ、農業者の減少緩和や農業後継者の育成・確保、また、町内はもとより近隣町村も含め安定した雇用の場の確保を図り地域の活性化に資する。</p>

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	蘭越町		
計画期間 実施期間	H22～H26 H22～H23	総事業費(交付金)	416,500千円(208,250千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	目標及び事業活用活性化計画目標にある「らんこし米」の販売額の増加により、農家数の維持、定住人口の確保を目指すものであり農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び基本方針と適合している
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	平成22年3月に策定された第5次蘭越町総合計画に育苗施設の増設計画が位置付けられている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	水稲作付者及び育苗施設利用者への利用意向調査や育苗施設建設実施設計検討委員会及び育苗施設運営委員会で検討を重ねており、町議会での説明報告、また、町政懇談会においても町民に対する説明報告を行っており、事業については合意を得ている。
事業の推進体制は確立されているか	適	事業実施主体で、運営者主体である蘭越町と施設利用者が連携し、また、関係機関の指導助言を得ながら推進を図っていく。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性は確保されている。既存の育苗施設との一体的な施設として利用が可能で、更に新施設に設置する温湯消毒機能も一体的に利用が可能となり、イエスクリーン米の生産拡大が図られる。
計画期間・実施期間は適切か	適	地域産物の販売額等を達成する上で、また、そのために実施する事業の内容を考慮し、計画期間を平成22～26年度、事業実施年度を平成22年度することは適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	交付限度の範囲内である。(416,500千円×1/2=208,250千円)

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	既存施設の供給能力を超過した、育苗マットの申込に対応するため、新たに、200ha規模の育苗施設を建設するものである。
増改築等若しくは合休又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二の17及び25により機械設備は12年となる。建物については、別表第一の「鉄筋コンクリート造または、鉄筋コンクリートもの」内「その他のもの」により38年となる。今回は、200ha規模の水稲育苗施設建設と機械設備工事である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業費用対効果算定要領に基づき費用対効果を分析しており、適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	投資効果率は、1.06であり、適切である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業実施主体 地方公共団体(蘭越町) 対象地域 5法指定地域(特定・山村・過疎) 事業内容 地域の振興を図る共同育苗施設であり要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	事業実施主体は、蘭越町であり、個人に対する交付ではない、また、事業実施主体が責任を持って目的どおりの使用を行うこととしている。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	町が直営で運営しており、近隣に類似施設は存在せず、既存施設の状況を踏まえた計画となっている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	育苗施設の利用者は、水稻栽培農家60戸で、生産量は、年間で約1,030トンとなっている。出荷時期は4月の15日間であるが、1日に5,000枚の出荷であり、施設の規模、処理能力から妥当である。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	水稻の主たる生産地域である吉国・三和地区のほぼ中央に建設されており、また主要幹線(道道)に隣接しているため、生産者の受入等についての利便性を考慮すると適当である。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	過去の同様の施設を元に算出しており、過大な積算とはっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	育苗施設建設実施設計検討委員会を設置し、4社による設計競技を行い、最小の経費で最大の効果を発揮すべく、コストの低減を図っている。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	水稻の主たる生産地域である吉国・三和地区のほぼ中央に建設されており、また主要幹線(道道)に隣接しているため、生産者の受入等についての利便性を考慮すると適当である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	施設用地は確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	起債(過疎債)での対応を予定しており、償還計画について検討済み。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	運営者である蘭越町において、維持管理計画を立て運営を行っており、中苗マットは、1枚230円で農家に販売している。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	適	運営者である蘭越町で収支計画を策定し適正に行うこととしている。また、収支計画の内容については、育苗施設運営検討委員会を設置し検討重ねており十分に検討がなされており、専門家の診断を受けることとしている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。